

太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 29 年 3 月 24 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

1. 事業所請求

問 1 総合事業でも訪問介護・通所介護と同じく処遇改善加算は変更となるのか？

(答)

貴見のとおり。

本市の総合事業においても、介護給付・予防給付と同じ改正を行い、平成 29 年 4 月分から介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を設定します。なお、事業所の加算算定にあたっては計画書等の書類の提出が必要となります。詳しくは[太田市HP「介護職員処遇改善加算について」](#)のページを参照してください。

【参 考】平成 29 年度介護職員処遇改善加算の区分変更等について

平成 28 年度までの区分	変更等	平成 29 年度以降の区分
—	新設	加算Ⅰ
加算Ⅰ（旧）	→	加算Ⅱ
加算Ⅱ（旧）	→	加算Ⅲ
加算Ⅲ（旧）	→	加算Ⅳ
加算Ⅳ（旧）	→	加算Ⅴ

問 2 処遇改善加算の変更を加えたサービスコードはいつ配布されるのか？

(答)

介護職員処遇改善加算の変更を加えたサービスコード表及び市町村単位数表マスタについては、4 月中旬に太田市HPの当Q&Aのある「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について」のページ内のサービスコードの項目を更新して配布予定です。お手数ですが、4 月中旬以降に太田市HPを確認し、請求システムへの反映等必要な対応をしてください。

なお、システムへのファイルの取り込み方法に関する質問には回答できかねますのでご了承ください。